

納官小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する考え方

(1) 基本理念

いじめは、その児童の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、児童の健全な成長に影響を及ぼす人権に関わる重大な問題である。全職員が「いじめは絶対に許さない」という姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。

そのためには、学校教育活動全体において、生命や人権を大切にす精神を貫くことや学校職員自身が一人一人の多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重し、児童の人格の健やかな発達を支援するという教育観に立って指導を徹底することが大切である。

本校では、「夢に向かって学び続ける 心豊かでたくましい納官の子の育成」を学校教育目標に人間形成を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権教育にも重点を置き、いじめは重大な人権侵害であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を受けたことにより、心身の苦痛を感じていることである。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行わなければならない。

(3) いじめに対する学校職員の基本姿勢

いじめの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが大切である。たとえ本人がいじめられても、それを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察して確認することが大切である。

学校職員がいじめに対してとる基本姿勢には次のようなものがある。

- いじめは、どの児童にも、どの学級にも起こりうるものである。
- いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- いじめは、いじめられる側にも問題があるというのは間違っている。
- いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- いじめは、学校、家庭、地域社会がそれぞれ役割を果たし、一体となって取り組まなければならない課題である。

(4) いじめ防止の組織

- | | | |
|-------|---|----------------|
| ア 名称 | 生徒指導委員会（いじめ防止対策委員会） | |
| イ 構成員 | 校長、教頭、生徒指導係、担任、養護教諭
（必要に応じて 関係機関職員、事務職員、用務員） | |
| ウ 役割 | ・いじめ未然防止 | ・資質向上のための職員研修 |
| | ・いじめの対応 | ・いじめ防止基本方針の見直し |
| | ・年間計画の企画と実施 | ・緊急対応 など |

2 いじめの未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む教育活動を各教科、特別活動、道徳等で特質に応じて総合的に推進する必要がある。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように全職員で目的意識をもって取り組まなければならない。

(2) いじめの未然防止に向けて

- ア いじめを許さない、見過ごさない雰囲気をもつ学級づくりに努める。
- イ 一人一人が活躍でき、安心して自己表現できる学習活動を行う。
- ウ 友達とふれ合い、つながる喜びを味わえるような体験的活動を計画する。
- エ インターネットを通じて行われるいじめに対応するために、情報モラルの指導や保護者への啓発を行う。

3 いじめの早期発見

(1) 基本的な考え方

いじめは、大人の目につきにくい場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、気づきにくく、判断しにくい形で行われるという認識に立つ。たとえ、些細な兆候でも、いじめではないかとの疑いをもち、早い段階から的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するように努める。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ア 全職員が日常的な観察を丁寧に行い、小さな変化を見過ごさない感覚を身に付ける。
- イ 児童の変化に職員が積極的に関わり、安心感を持たせるようにする。
- ウ 職員朝会、「納官キッズを語る会」で気付いたことを共有し、より多くの職員で見守る。
- エ いじめアンケートや教育相談等を通して、児童の悩みや人間関係を把握する。
- オ 保護者との情報交換をもとに、家庭での変化を見過ごさないようにする。

4 いじめの早期解決

(1) いじめの早期解決に向けて

- ア いじめ問題が発生した時には、学級担任だけで抱え込まず、校長以下すべての職員が対応を協議し、的確な役割分担をして問題の解決にあたる。
- イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上でいじめられている児童の安全を最優先に考え、いじている側の児童には毅然とした態度で指導にあたる。
- ウ 家庭との連携（被害児童の保護者、加害児童の保護者）をいつも以上に密にし、学校側の取組について情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かす。
- エ 傍観者の立場にいる児童にも、いじていることと同様であることを指導し、人権意識の芽を育むようにする。
- オ 当該児童の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図りながら指導していく。
- カ インターネット上でのいじめが発見されたサイトの管理者やプロバイダーに対して速やかに削除を依頼したり、警察や法務局と相談したりして対応する。

(2) 重大事案への対処

生命・心身、または、財産に重大な被害が生じる恐れのある場合や相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる場合は、以下の対処を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心に、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ マスコミ報道に対しては、町教育委員会の指示を受け、対応窓口（教頭）を一本化し、十分連携を図った上で対応する。

